

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (31. 1 定)			
日 時	平成 31 年 3 月 7 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 3 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、新谷副委員長、秋元・千葉・高橋（龍）・酒井（隆行）・ 中村（吉宏）・林下・小貫各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が秋元委員に、斉藤委員が千葉委員に、面野委員が高橋龍委員に、中村誠吾委員が林下委員に、川畑委員が小貫委員に、横田委員が酒井隆行委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、公明党、共産党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○高橋（龍）委員

◎教育用パソコン整備事業費について

教育用パソコン整備事業費についてお伺いをいたします。

今回、小学校、中学校でタブレットPCの導入がなされるということで、ICT化の推進にたびたび私も触れてまいりましたが、非常にいいことだと感じております。反面、うまく活用していくためには工夫が必要であることも事実です。これに関して幾つか伺ってまいりますが、これまでも御質問が出ていたので若干の重複はあるかもしれませんが、確認を含め質問してまいります。

まず、タブレット導入についての説明の中で、さまざまな場面で活用できるということが挙げられていました。具体的には、どのような場面を想定されていますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

タブレットの活用場面について、幾つか例を挙げて説明させていただきます。例えば、ホワイトボードのかわりに子供が自分の考えを書いて、教師がその画面を瞬時に大型テレビに映し出すことで、さまざまな子供の意見を比較しながらみんなで考えていくというような授業展開が考えられます。

また、プログラミングやプレゼンテーションなど、子供がタブレットでつくった作品を大型テレビで映し出して全体で作品の交流をすることもできます。さらに、教室だけではなくて、体育の跳び箱ですとかマット運動などの器械運動を行う際に動画で撮影し、自分のフォームを確認することで体の動かし方を改善したり、タブレットを外に持ち出して校舎周辺の植物などを撮影して生活科や理科などの学習に生かしたりするなど、さまざまな場面での活用が想定されております。

○高橋（龍）委員

今、体育での活用も挙げられていましたけれども、非常に範囲が広いものになるのかというふうに認識をしております。

これの導入までのスケジュールをお伺いしたいのですけれども、入札の時期から学校に配備されるまでの流れをお示してください。

○（教育）施設管理課長

導入までのスケジュールにつきまして、入札時期については現在調整中でございますが、タブレットについてはすぐに使える状態にセットアップをして納品してもらうということを想定しております。

納品の時期につきまして、小学校ですと、11月から授業で使用することができる状態、また中学校は来年の1月

から使用することができる状態になるようにということで考えております。

○高橋（龍）委員

小学校で11月から、中学校で1月から使用できると。

逆算すると、入札時期はいつごろをお考えというか、いつであれば間に合うと考えられるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

一般的なことでお話ししますが、11月から授業で使うためにはセットアップに大体1カ月くらいかかりまして、その調達に大体3カ月くらいかかるということになるので、その間が4カ月前だと順調に行けば間に合うかと思えます。

○高橋（龍）委員

そうであれば、大体7月ぐらいには入札が始まるのかというふうに捉えさせていただきます。

このタブレットを使用する教科というのは先ほども幾つか挙げていただきました。体育、プログラミング、プレゼンテーションだったりというのを挙げていただきましたけれども、具体的に使用する教科というのは何になるのでしょうか。また、これは市内の全学校が一緒のものになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

タブレットにつきましては、全学年、全教科で活用できるということを想定しておりまして、各教科の狙いに応じた内容や教科書に記載されている内容、また、総合的な学習の時間での調べ学習、プログラミングなど学習しなければならない共通の学習の内容に加えまして、各学校の特色や子供の実態などに応じて各学校が創意工夫しながら活用していくものと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは次にタブレットの教材なのですが、これはタブレット用のデジタル教材などを入れるということによろしいのでしょうか。今回の予算の中にこれは含まれているのでしょうか。含まれているとすれば、内訳として教材費は幾らぐらいになっていますか。

○（教育）施設管理課長

デジタル教材ということで、ソフトウェアということでお答えさせていただきます。現在も小・中学校で使用するパソコンには学習用のソフトウェアというものが入っております。ですが、タブレットとなりますと、タブレットの機能を生かせるソフトウェアがありますので、そういったソフトウェアを入れることを考えておりまして、金額につきましては今回の予算要求は6年間の債務負担で要求をしております。

その中に含まれる総額として、小学校の場合は610台のタブレットに対して約1,700万円。中学校の場合は140台のタブレットに対しまして約300万円というふうになっております。

○高橋（龍）委員

それでは授業で活用していくに当たって、教員に対してまずどなたかが指導しなければいけないと思うのです。こういうふうに授業の中で活用してくださいという指導は誰が行うのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教員方への指導につきましては、教育委員会主催の教員研修プログラムのメニューの中で外部から講師を招きまして、教員方が授業で活用することができるような研修講座を開催し教員の指導に努めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

少し細かいことをお伺いいたします。一般的にタブレットはWi-Fiモデルとそれ自体に電話番号が付与されるセルラーモデルがあると思っておりますけれども、今回導入されるのはWi-Fiモデルというふうに考えてよろしいですか。

○(教育)施設管理課長

委員のおっしゃいますとおり、今回整備するタブレットはWi-Fiモデルということで想定しております。

○高橋(龍)委員

では次に、これを授業で使う場合、オンラインで授業を行うということでよろしいのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

タブレットをパソコン教室で使う場合、既にあるネットワークに接続しますので、こちらは現在と同様にオンラインで使うことができます。また、タブレットを普通教室に持ち込んで使う場合にはアクセスポイントも一緒に教室に持ち込むことで教員のタブレットと児童・生徒のタブレットをつなげることができますので、そういったことでオンラインで使うことができると考えております。

○高橋(龍)委員

では各学校のWi-Fiの環境は整っているのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

現在Wi-Fi環境の整っている小・中学校施設はございません。

○高橋(龍)委員

先ほどの御答弁の中でも総合学習の中で調べ学習というのを挙げられていたりしましたがけれども、これは子供たちが自由に外につながることができるようにするべきということではなくて、学びを深めていくためにはやはりインターネット、ウェブも活用した上で授業を行っていく必要があるのかと感じます。

Wi-Fi環境の整備が必要であると認識していますけれども、教育委員会としての御所見をお伺いします。

○(教育)施設管理課長

Wi-Fi環境の必要性ですけれども、こちらは外に出て行って調べ学習をするためにも必要であると考えております。

○高橋(龍)委員

必要性は認識されているということですがけれども、その整備の時期に関しては、まだ決まっていないというか、今後考えていくという御答弁だったのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

Wi-Fi環境を整えるにはまず各教室に有線LANというものを引く必要があります。その有線LANにアクセスポイントを接続することで教室内のWi-Fi環境を整えることができます。ですが、有線LANを引くには相当の経費がかかることもありますので、現在は大規模改造の中で整備するということを考えております。

しかし、大規模改造ですと時間がかかるということもありますし、またWi-Fi環境を整えるような技術というものも進んでいることもありますので、Wi-Fi環境を整える方策について現在研究をしているというところがございます。

○高橋(龍)委員

ぜひせっかく導入をされるのですから、本当に活用が図られるようなハード整備というものも行っていかなければいけないのかと思っていますので、引き続き研究とおっしゃっていましたがけれども、前に進めていただきたいと思っております。

次に、このタブレットの機種というのは指定されていないのでしょうか。例えばOSによって使い方もアプリ自体も違ったりしますがけれども、このあたりはどのように考えておいでですか。

○(教育)施設管理課長

タブレットのメーカーや機種について指定はしないということで考えております。ただ、OSにつきましては現在もそうですけれども、使用するソフトウェアというものがWindowsで動作するようにできておりますので、

Windows を指定するという事で考えております。

○高橋（龍）委員

Windows の OS を指定して機種は指定しないということで承知しました。

次に、今は少なくなったのかもしれませんが、このタブレットを学校で導入するに当たって早い時期ではよく聞かれていたのは、機種によって故障が多く見られるものもあるということでした。修理が必要となった場合、費用負担はその都度出てくるものなののでしょうか。また、そこに保証ないし保険みたいなものというのは掛けられているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃいますとおりタブレット自体が故障するという事もあります。また、タブレットを手で持って使う場面がふえますので、落としてしまうということも考えられます。そのため、落として壊した場合も対応できるような保険がついた形の保証というものを今回の予算要求の中に見込んだ形になってございます。

○高橋（龍）委員

そうですね。やはり子供たちが手に持って誤って落としてしまって画面が割れるであったりとか、そういった場面も想定されると思います。

今回配備する台数というのは、そういった使えない期間があることを見越した台数設定なののでしょうか。例えば修理が長引いてしまうという場合などに代替機を準備できるものなののでしょうか。

○（教育）施設管理課長

タブレットを配置する台数ですけれども、小学校の場合は 1 学級当たりの最多の人数と、あと教員の分 1 台ということで考えておりますが、そのほかに各校 1 台相当の予備機を教育委員会で保管するという事で考えております。修理のときには引き取り修理ということで手元にはなくなりますので、そういうときには教育委員会から代替機を提供するという事で考えてございます。

○高橋（龍）委員

各校の最大人数プラス教員の分 1 台ということでわかりました。

では次に特別支援学級へ配備というのは行われますか。

○（教育）施設管理課長

今回のタブレットは学校に配備をいたしますので、学校でタブレットを使用する時間割りのようなものをつくっていただいて、そうすることで特別支援学級でも使うということができると考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひそちらの配備を行っていただきたいと思います。

タブレットの場合、細かくソフトウェアのアップデートのタイミングが来ると認識しています。特に大幅なアップデートの場合バグの報告というのともま見られますから、新しいバージョンになってもすぐアップデートを行わないほうがいいという見方もございます。

ではそのタイミングというのは誰がはかっていくのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃいますとおり、OS のアップデートによってこれまで使っていたソフトウェアが突然使えなくなるということが考えられますので、通常は自動アップデートの機能というものを停止して整備するというふうを考えております。

ですが、いずれアップデートをする必要がありますので、これは教育委員会でタイミングをはかりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

できるだけふぐあいが生じないようにデモ的に教育委員会で 1 回やっていただいと進めていただきたいと思います。

また、こうした製品は新陳代謝が早くてすぐに新しい機種が出てきます。長く使えるのが望ましいとは思いますが、今回の更新時期は何年後なのかというのは考えておいでですか。

○（教育）施設管理課長

今回の教育用パソコンの整備は 6 年間の債務負担ということで予算要求をしておりますので、今回の更新時期は 6 年後になると考えております。

○高橋（龍）委員

それでは次に、このタブレットを導入して学校の中でどのくらいの頻度で使われていくものになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

先ほども申し上げましたように、タブレットは全学年全教科での活用を想定しており、今後また新しい教科書にどのような内容が掲載されてくるのかということはまだわかりませんが、各教科や総合的な学習の時間での調べ学習など、これまでの学習内容に加えて新たにプログラミング教育も導入されますことから、今まで以上に使用する頻度はふえることが予想されますので、タブレットが導入された際にはより多くの時間で有効に活用することができるよう各学校へ指導してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

やはり新しく導入されてたくさん活用されていくということはもちろん必要だと思います。稼働時間が長くなることで今度はバッテリーが消耗してしまったりとか、そういったことも考えていかなければいけない課題というのもまだまだあるのかというふうには認識をしています。

少し観点がずれるといいますか、別の観点からの質問なのですが、小樽ではおたるスマート 7 というものを提唱しています。このスマート 7 との整合性は考えられているのかという問題で、小学生は 1 日 1 時間、中学生は 1 日 2 時間までというふうにはスマート 7 の中に書かれています。小学校の授業で 1 こま使われた場合、家では残りの 15 分ぐらいしか使えませんよというふうには指導をするのか、または授業の時間は別というふうに切ってしまうのか、スマート 7 の達成度をはかっているのかはわかりませんが、この考え方によってそこにも差が出てきてしまうと思いますけれども、ここはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

おたるスマート 7 につきましては家庭での生活習慣の改善を目指して取り組んでいるものでございますので、スマート 7 に示されている目標の時間につきましては学校外での使用時間を示しているものでございます。

今後も引き続き子供たちには家庭での学習習慣の定着とあわせて、スマートフォンなどの使用時間や使用方法なども含め、生活習慣の改善に努めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今回質問の中で特別支援学級への配備の話もさせていただきましたけれども、例えば学習障害で文字を読めない子が読み上げ機能を使うことで理解につながったりですとか、人前で話すことが苦手な場面緘黙という症状のある子が、スピーチの授業で事前に録音していたものを聞いてもらうことで意思をあらわしたりですとか、これまでの授業の中でできなかったものが可能になっていきます。うまく活用できれば子供の学びの世界が広がっていき、我々大人の想像を超えた才能を引き出すということも可能になってきます。

テンプレートどおりの使い方だけではなくて、積極的な活用方法を教育委員会としても模索していただければと申し上げまして私の質問は終わらせていただきます。

○林下委員

◎北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会について

市長は、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の委員から出された自然を生かした新駅周辺の環境整備について、平成29年3月策定の北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画において、新幹線の開業効果を最大限に生かすためにはまちそのものの魅力や観光の魅力を磨き上げることが重要であるとしており、やはり市長としても奥沢水源地を初め、新駅に隣接する勝納川など周辺の豊かな自然を生かした環境整備について検討する考えをお示しいただきました。

一方で、活用という表現を取り入れたことについては、北海道新幹線札幌延伸を好機と捉え、その取り組みを新駅周辺の整備にとどめるのではなく、本市全体のまちづくりを考える大きな契機にしたいとの考えも示されました。私も新小樽駅の周辺にとどまることなく、小樽市の資源を最大限に活用できるプランを策定していただき、小樽が観光都市として大きく飛躍できるように期待しているところであります。

そこで質問ですが、今小樽市内では、民間ベースで望洋台、天神、潮見台地区などで、北海道新幹線札幌延伸との関連もあってなのか不明なのですが、土地の取得の動きがあると言われていますが、新幹線担当ではこの動きを把握されているのかお伺いしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、委員から望洋台、天神、潮見台といった駅の周辺に絡む部分での土地取得の動きということで御質問がございましたけれども、我々新幹線担当ではそういった動きについては把握・承知はしておりません。

○林下委員

これらの地域では既に望洋台の開発に携わった企業が多く土地を所有していると思われましても、残された土地が民間ベースで開発されれば今後アクションプランの策定や北海道新幹線を活用したまちづくりの進め方に影響を及ぼすことにならないのか心配をされますが、考え方をお示してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、天神地区の考え方についてでございますけれども、平成29年3月に策定いたしました新駅周辺のまちづくり計画の中で、新駅の設置予定地を中心としたまちづくりの考え方について一定程度の整理を行ったところでございます。

それ以外、天神地区以外の地域の動きということで、先ほど我々としては承知していないとお話しさせていただきましたけれども、昨年12月に設置いたしました北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の構成ですが、商工会議所ですとか経済界、こういった皆さんに入っていて各界の関係者で組織する協議会を設置しております。

その中でそういった情報を、話題というふうになりましたら新幹線を活用したまちづくりとどういうふうに関連、つなげていけるのかというのをその会議の中で議論されるというふうには考えてございます。

○林下委員

ただいま新幹線担当から回答がありましたけれども、新幹線担当に限らずあらゆる箇所で情報収集と共有ということに今後努めていただけてということをお願いいたしまして質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○千葉委員

◎観光ポスター等制作事業について

私からは初めに観光ポスター等制作事業費についてお伺いをしてまいりたいと思います。

この観光ポスター等制作事業費でありますけれども、予算額が300万円ということで計上されております。この積算内訳についてお聞かせ願います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

平成31年度予算額300万円の内訳ということですが、前回27年度につくりましたときと同様、B1判サイズ2枚組を想定しておりまして、5,000枚掛ける2で1万枚。また、ポスターと同じデザインのポストカード、それから紙挟みといいますか、クリアファイル、これが各1万枚。これら三つの成果物につきまして、デザイン料、制作印刷費一式で270万円。また、掲示を依頼する際に旅行会社や宿泊施設、JR各駅などの交通機関等への送料として30万円。合わせて300万円ということで予算を計上させていただいております。

○千葉委員

小樽の観光ポスターは非常に人気があって、私も要請して地方へ送ったことがあるのですが、観光地の誘致に力を発揮するのが観光ポスターですが、今回のポスターのデザイン等はどのように選定されていくのか説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ポスターの選定の方式といたしましては公募型コンペティション方式、いわゆるコンペ形式を採用する予定でございます。どのように決まってくるかの内容につきましてはスケジュール感に沿って時系列で御説明申し上げます。まず4月に制作事業者に向けて告知をします。それから5月にポスター制作の趣旨や条件を事業者の方々にお知らせする制作説明会を開催します。その後10月に事業者から制作意図などを聞きます作品プレゼンテーション会を開催しまして、私ども産業港湾部と小樽観光協会役員、事務局スタッフによる審査を経まして11月に制作事業者を決定します。納品につきましては12月中、年内を目途として制作していく予定であります。

方式とスケジュール感については以上でございます。

○千葉委員

私もそうなのですが、各地方に行っても駅構内ですとか、あとは旅行会社に行ってもポスターが張ってあると非常にここに行ってみたいなというふうに感じることもあって、観光客誘致増にも期待ができるというふうに思っています。

今スケジュール感のお話をいただいたのですが、今回の事業内容の中にも、東京オリンピック・パラリンピックの機会を生かせるタイミングで新たに作成するということです。

平成22年度、27年度、先ほどおっしゃっていましたが、2枚を並べて張ると1枚の大きなポスターになるというように特徴がありましたけれども、今回東京のオリパラの機会を生かすということで何か特徴的な考えはあるのか、またポスターの新たな送付先などを考えているのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

2枚並べたときに大きな一連性があるといいますか、そういったことでは今回のポスターも効果的に2枚組の利点を生かした形でつくろうというふうを考えております。

オリンピック・パラリンピック開催時についてですが、政府の目指す外国人観光客4,000万人とかがあり、非常に多くの外国人観光客が日本を訪れますし、また北海道にも足を運ぶ方々が多いと思われまして。これまでいろいろなところで目につくように全国の旅行会社に送付したり、海外旅行博があったり、国内でも観光物産展があれば持参して掲示をしておりますけれども、このたびはアジア圏などの海外の旅行会社への送付とか、それから全国各地で目につくように東京事務所や東京小樽会、関西小樽会の両ふるさと会などの協力を得ながらより人々が多

く訪れる場所を探して積極的に広い範囲で掲示できるように努めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

観光の全国のポスターを見たり、コンテストなどをネットで拝見させていただくと、今だんだんQRコードを掲載しているところもふえているなどというふうに感じています。この観光ポスターに印刷されたQRコードをスマートフォンで読み取るとポスターの情報が日本語、英語、中国語、韓国語等、多言語で具体的なポスターの情報が紹介されるということで、そのポスターを見て行ってみたいと思った瞬間にそのQRコードでさまざまな情報が得られるということからも非常に効果が期待できるのではないかとこのように思っております。

今回小樽市で新たに観光ポスターを作成するという意味ではこのQRコードの掲載等を考えて工夫をしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室嶋崎主幹

委員のおっしゃるとおり紙媒体からインターネット、ウェブにつながっていき、それが多言語で利便性の向上というのは大いに考えたいところなのですが、観光ポスターにQRコードを入れることについて、これは海外の話になるのですが、スマートフォン上の電子決済システムに使われるQRコードの上に偽のQRコードを張りつけて自分のところに誘引してくるみたいな、少し卑劣なといいますか、そういった詐欺事件もあるやに聞いておりますので、そういったことへの対策も含めましてその手法とか向上について検討をしてまいりたいと考えております。

○千葉委員

今言ったような危険性もあるということですので、その辺をしっかり、今セキュリティーなどそういうQRコードも進化していると思しますのでそういうことも研究していただいて、効果あるポスターにしていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

◎糖尿病性腎症重症化予防事業について

それでは次の質問に移らせていただきます。

今回、糖尿病性腎症重症化予防事業ということで予算が計上されておりますのでこの事業についても内容を伺ってまいります。

この事業の内容についてまず簡単に説明をお願いします。

○(医療保険) 国保年金課長

この事業ですけれども、糖尿病の末治療者を抽出しまして受診勧奨を行うということと、医療機関とも連携しながら専門的な保健指導を行うということを柱として考えております。

○千葉委員

この予防事業は国の補助事業ということで514万8,000円計上されています。

この事業費についても積算の内訳について説明をお願いします。

○(医療保険) 国保年金課長

積算の内訳なのですが、最も多いのが委託料で496万6,000円。こちらは民間の事業者にはレセプトデータの分析と保健指導を委託する予定でございます。

残りは多いところからいきますと通知文書の通信運搬費、あと医師への文書料を含めた役務費が10万6,000円。あと職員の時間外勤務手当が6万1,000円。消耗品費が1万円。あと交通費が5,000円というふうになっております。

国の調整交付金を使うのですが、今年度の都道府県化に伴いまして国から市町村に直接交付金が入るわけではなくて、北海道を経由して入る仕組みになりましたので、予算上は道補助金というふうに見込んでいます。

○千葉委員

この事業は国でも非常に取り組みの推進に力を注いでいるところなのですが、この事業の推進に当たっては小樽市の人工透析をなさっている方の実態も少しお伺いをします。

現在小樽市において人工透析の患者数はどのくらいになっているのかということと、また新規の患者数というのは毎年度どのくらい増加しているのかということも 2 点目にお伺いします。これはわかる範囲で説明をお願いします。

また、小樽市としてその数、割合というかそういう率というのは道内や全国に比べてどのようになっているかについても説明をお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険に加入している人の状況ということになりますけれども、人工透析を受けている患者数ということで国民健康保険連合会がつくっています国保データベースシステムというところで抽出した数字で御説明しますと、最近の 3 年間ですと平成 28 年度が 71 人、29 年度が 66 人、30 年度が 66 人ということで若干減少傾向にございます。というのは国民健康保険に加入している人が後期高齢者医療に移行しているということが考えられます。

新規の患者数ですけれども、こちらの透析に至った場合特定疾病という申請をしますのでその件数でお話ししますと、28 年度が 20 人、29 年度が 15 人、30 年度が 23 人ということで昨年度よりも現時点で 8 人ぐらいふえているということでございます。

また、国保に加入している方の病気が悪化して、ふえているとは限らないというかわからないということなのですが、例えば社会保険のほうで透析を受けていた方が離職して国保に入ってくるですとか、郡部で透析を受けられない方が都市部に転入してくるということもあるやに聞いております。

あと、全道・全国と比べてどうかについてなのですが、こちら国保のデータベースシステムで 1,000 人当たりのレセプト件数で透析の方の割合を比較すると、全道のほうはわからなかったのですが、全国と比べると 2 割程度小樽市のほうが多いという状況でございます。

○千葉委員

小樽市では全国に比べ 2 割程度割合として患者数が多いのではないかとこのふうに伺いました。

これは人工透析に当たっては医療費も多額な金額がかかるということで、この事業はしっかり進めていただきたいというふうに思っているのですが、今後その対象者について選定していくと思いますが、本市ではどのように対象者を選定していくのか、これについての説明をお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

対象者なのですが、まず未治療者に対して受診勧奨を行うことについては、特定健診の受診者の検査データを使いまして、特に血糖値ですとかヘモグロビン A1c、こういう数値が高い方の中で腎機能をあらわす数値や尿たんぱくが出ていますとか、高血圧の方、そのような方の中で病院に通っていない方を抽出してまず勧奨することと、あと治療の中断者、去年は病院に行っていた形跡はあるけれどもことしはかかっていない、そういう方に対しても受診勧奨を行う予定です。

あと、保健指導については本人とかかりつけの病院の医師に紹介をしまして、保健指導の同意を得られた方 20 名に対して保健指導をする予定でございます。

○千葉委員

対象者の選定をしていく上で今特定健診のお話もあったのですが、この健診を受けていないと対象者にならないということもありまして、この特定健診の受診率も非常に気になるなと思っているのですが、本市ではどのような受診率になっているのか現在の状況を示していただけますでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

受診率ですけれども、この 3 年ぐらいの話をしますと平成 27 年度が 16%、28 年度が 16.5%、29 年度が 18% ということで、少しずつですけれども上がってきている状況でございます。

○千葉委員

特定健診についてはきょうは深くお聞きしませんけれども、やはり 8 割以上の人が健診を受けていないということは、その中にもたくさん予備軍といいますか対象になり得る人がいるなというふうに思いましたので、こちらの健診の受診率アップもぜひ推進をお願いしたいというふうに思います。

この事業なのですけれども、プログラムの内容や受診勧奨というお話もありましたし、保健指導などのお話もありました。具体的にどのように行っていくのか説明をお願いします。

○（医療保険）国保年金課長

対象者の基準を決めるのがプログラムということになるのではございますけれども、今ちょうど医師会や糖尿病の市内の専門医の方、かかりつけ医の皆さんとも協議を進めている最中でございます。

なお、基本的には国や北海道でも糖尿病性腎症重症化予防のためのプログラムをつくっていますのでそれに基づいて考えていくというところではございますけれども、今はまず国で決めている保険者努力支援制度という国保のインセンティブがあるのですが、その評価指標をクリアするためにまずは平成 31 年度から実施できるような内容でということで、小樽市でできる範囲、医師の皆さんが重視する点、対象者を抽出できるかどうか、その辺も考えながら今検討している最中でございます。

○千葉委員

今医師会との連携も非常に重要だということで、今後これからというところのスタート地点に立ったのかというふうに思いますけれども、この事業はこれからも継続されていくのかというふうに思っております。

今お話を伺っていくと、この糖尿病腎症性重症化の予防というのは対象者以外にもしっかりと周知する必要も考えておりますけれども、本市では対象者以外ですとか、特定健診を受けていない方ですとか、糖尿病の怖さですとか、これはしっかりと市民に周知していく必要があるというふうに考えますが、今後のそのような取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

周知なのですけれども、小樽市国保では一応年に 1 回健康セミナーというものを開催しております。国保以外の方も聞けるものなのですけれども、昨年 10 月には「やせと肥満どっちが長生き？～生活習慣病に関連して～」というテーマで講演をいただきまして、あと保健師からも小樽市国保の医療費の状況ですとか、糖尿病の医療費が高いということを示した上で生活習慣病予防の講話をしているところでございます。

その健康セミナー以外にも、おたるの国保という小冊子を被保険者全員に配っていることや、先ほどの特定健診の PR をするための回覧板、そういう機会を通じまして、糖尿病は怖いもので自覚症状がないので気がついたときにはもう遅いですよというようなことも含めて、できるだけ早目に受診してください、健診の結果が悪ければすぐ受診してくださいということを周知しまして、市民の QOL の向上に努めてまいりたいと考えております。

○千葉委員

なかなか周知するのもこれからの課題かというふうに思っておりますけれども、この事業については来年度からということで今後もしっかりと注視していきたいと思うのですが、やはり人工透析にかかる国の年間医療費が今 1.6 兆円にも上るということで私も少し驚いたのですけれども、1 人が年間にかかる人工透析の医療費も 500 万円ぐらいだということで非常に多額だということもあります。

そういう状況もありますし、また人工透析になってしまうと一生涯透析をしなければならないということもあって、その患者にとっては精神的な苦痛も非常に大きいということもありますので、しっかりこの事業の重要性、ま

た重症化しないような予防への取り組みをしっかりと行っていただきたいと思います。

先ほどいろいろお聞きしてこれからということなのですが、今後この事業を継続していく上でしっかり目標も立てなければならぬと思っております。先ほど保健指導について20名程度を予算として考えているというふうにお伺いしましたが、これはしっかり20名という目標を立てて進めていく上で事業の評価もしっかりしていただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えについてもいま一度お聞かせ願います。

○（医療保険）国保年金課長

一応目標としては新規の透析患者を減らしていくということが目標になると思います。国保だけに限らず小樽市全体で保健所などとも連携をしながら、なかなか新規の方がどれぐらいいるのかというのを把握するデータの抽出は難しいですが、その辺も関係機関と協議をしながら毎年見直しをして進めていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

これで終わりますけれども、社会保険の方等はなかなか把握できなかつたり、私ぐらいの年代になるとそういう薬を飲んでいる方もふえてきているということもあります。先進市の呉市が、この糖尿病の腎症重症化予防の推進で、うちの党の他の自治体で視察に行ったところ、要は専門的な訓練を受けた看護師による個別指導プログラムやそのプログラム終了後の支援ですとか、食事の方法の実践を学ぶ料理教室等、さまざまな支援を通じて、これは平成27年の話ですが、そこまでやってきて人工透析をこの対象者で導入した人はいなかったというお話も伺っております。

この事業は非常に効果があるというふうに私自身も感じましたので、しっかりこの事業の推進をしていただきたいというふうに思っておりますので私の質問を終わらせていただきます。

○秋元委員

◎旧国鉄手宮線整備事業費について

私は旧国鉄手宮線整備事業費に関連して質問いたします。

まず昨年になりますけれども、市民の方から旧国鉄手宮線で石が崩れていて大変危険だと、観光客の方とか市民の方が歩く場所で非常に危険ではないかというお話をいただいて原課に連絡をして対応していただいた経緯があります。

昨年崩れていた場所の現状とこれまでの経緯を説明していただけますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

これまでの経緯ということで、平成30年4月の春先の雪解け後ちょうどに近隣の住民の方から転石が数個、数十個かもしれませんが、ころころ転がっていたということで通報を受けました。まずは雪解け後早急に撤去いたしまして、転石撤去範囲を防護テープで囲いまして立入禁止の措置をとってございます。

その次に、昨年11月前後、これもまたテープを張った中にあるだけ取ったのですが、大きい、小さいを合わせて十数個転石がありまして、それも回収して再度テープを張り直してございます。

（「現状はどうなんですか」と呼ぶ者あり）

現状は雪の間もずっとテープを張って転石が転がっている部分は入れない状態になってございます。

○秋元委員

今の御説明ですと、昨年の4月に住民の方から通報があつて1度撤去をされた。その後11月にまた石が落ちていてまた撤去されたというお話だったので、ということは継続的にこの石というのは崩れてきているということなのですか。

○（建設）公園緑地課長

継続的かどうかはわかりませんが、ちょうど転石がある場所は雑木だとか雑草がいっぱい生えていまして、ころころ落ちてくるような場所であるかどうかというのは季節に応じて変わりますので、11月の時点でかなり目立つような状態になったということでございます。

○秋元委員

私も見させていただいたときには、人間の頭より少し小さいぐらいの石が結構数个落ちていまして、確かにカラーコーンで囲ってあって入れないようにはなっていましたけれども、万が一あそこで観光客なり子供だったりがいきたときに崩れてきたら非常に危険だなというふうには思ったのですが、現時点で崩れてきている原因というのは特定されていますか。

○（建設）公園緑地課長

現在はなかなか、去年の雪解け後から秋口までの間にわかったことですので、単純に表面の吹石が落ちたのか大規模的な形で崩れたのかその原因はまだはっきりわかってございません。

○秋元委員

それで市としてこれまで旧国鉄手宮線に限っての改修の実績というのはありますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

改修の実績というのは、旧国鉄手宮線に関しての何か危険な箇所を改修ということであれば、平成9年と20年に、場所は違うのですが、稲穂1丁目5番の旧国鉄手宮線隣接地で市が管理しているひまわり公園の近くと、それから20年には色内1丁目14番の市立小樽文学館・美術館の向かいあたりなのですが、空き家家屋の関連で少し崩れが敷地に入ってきたそうだとということで、当時公園緑地課が木柵、単管でガードした経緯がございます。2件でございます。

○秋元委員

たしか以前にも、議会に何か空き家の件で陳情があったような記憶がありますが、今回の崖崩れの件では市民からの通報というお話だったのです。

今回平成9年と20年の改修の状況を説明していただきましたけれども、それ以外に以前から通報や相談というのはありましたか。また、そのときにもし対応していればどのような対応をされたのか伺えますか。

○（建設）公園緑地課長

隣接家屋の倒壊防止のための柵という形においてはその2回が一番多くて、そのみしかないので、それ以外には特に危険な場所は、手宮線の中では大抵のり面の部分に柵とかが設置されておりますのでありません。

○秋元委員

それで現在小樽市が管理している旧国鉄手宮線で、そのほかの今回崩れている場所以外の危険な箇所というのは把握されていますか。もし把握されていたらその状況などを説明いただけますか。

○（建設）公園緑地課長

崖等の崩れている箇所という場所においてであれば、今回のこの場所しかございません。

○秋元委員

それで今回予算計上されました旧国鉄手宮線整備事業費300万円の予算の内訳と事業の内容を説明してください。

○（建設）公園緑地課長

それでは事業の概要から先にお話しいたします。

まず、のり面箇所安全対策としまして、地質調査、機械ボーリングが2カ所。あと、仮設仕切り板設置が26メートル。続きまして、枕木花壇更新整備。これは腐朽している4カ所の枕木花壇の整備を行うもので、浅草線から中央通までの間の4カ所でございます。

事業費といたしましては、委託料170万円、工事請負費46万円、原材料費84万円の合計300万円でございます。

○秋元委員

それで今回事業内容にも記載されていましたが、調査範囲が臨港線から長橋線区間とのことでありますが、具体的な場所とこの調査の距離についてはどうでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

具体的な場所といたしまして、錦町1番1号地先と、あと色内3丁目4番17号、これは町会をまたがる場所の旧国鉄手宮線の部分でございます。場所的には焼肉G A J Aの駐車場の裏と考えていただければよろしいかと思いません。

距離はちょうど転石で立入禁止になっている範囲の26メートルでございます。

○秋元委員

なるほど、調査箇所というのは本当に崩れている岩山といますか、あそこの部分だけということでもいいのですか。

○（建設）公園緑地課長

そうでございます。

○秋元委員

調査方法と期間についてはどうですか。

○（建設）公園緑地課長

調査方法と期間といたしましては、地質調査、機械ボーリングでございます。26メートルの間は2点ほどボーリング調査を行いまして、期間的に想定しているのが6月から10月ぐらいまでの間でございます。

○秋元委員

それで今回崩れていた場所なのですけれども、結構長い間、石といますか岩といますか、放置ではないですが、そこに置かれていたという状況が続いていたのですけれども、万が一事故が起きた場合に責任の所在というのはどうなるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

予見可能なものが対処できなかったということであれば、管理責任は市にあると考えてございます。

○秋元委員

先ほど委員会の前に伺いますとこの土地は市の管理している土地だということで、岩山の部分も市の旧国鉄手宮線の土地に含まれているというお話だったのですが、今お話をいただいたように原因がもし小樽市にある場合、これは当然けがの状況にもよるのでしょうかけれども、大変な補償をしなければならないような状況になるのかというふうに思うのです。万が一事故が起きた場合、どの法令に基づくどんな罰則があるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

施設管理に基づく民法での損害賠償が該当するかと考えてございます。

（「罰則は」と呼ぶ者あり）

済みません、罰則はまだ調べておりませんでした。

（「後で教えてください」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

それで今後調査を終えて、危険な箇所の所有者、もし小樽市であれば小樽市もそうでしょうけれども、もしその理由が市にない場合、例えば近隣の方への対応といますか、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。私の見た限りでは常に崩れてくるような場所ではないのかというふうに思うのです。なぜ1度撤去したのに崩れてきたのかというのが非常に不思議なものですから今回質問をさせていただいたのです。

何か原因が自然的なものではなくて人的なものであれば当然この責任を負う方が発生してくるわけで、そういう場合に市はどういう対応をしていくお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

今回の地質調査では転石防止の手法を調査するという中身ではありますが、調査敷地の範囲を超えて何らかの危険な資料が確認できた場合とか、あと別な理由で転石が発生することが最終的にわかった場合には隣地の所有者へもその旨の連絡はやはり必要になるのかと考えてございます。

○秋元委員

最後に1点だけ、先ほど原因についてはまだ特定されていないというお話だったのですけれども、今回調査をして原因が地質ですとか、ボーリング調査などをするということなのですが、それで原因がそこではない場合、そのほかに原因がある場合というのはどういう調査をしてそれを特定していくのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

まずは、見てわかるとおり崩れてきそうな場所ですから、調査が必要だという形でまずやることなのですが、改めて別な方向性からもそういう原因を突きとめて対応するしかないのかとは考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎介護保険料について

最初に介護保険料について質問をいたします。

4月から第7期高齢者保健福祉計画・介護保険計画の2年目ということになりますけれども、第6期と第7期の保険料を比較して、第1段階から第4段階の保険料の差額はどのようになっているのでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

第1段階から第4段階までの第6期、第7期の差額についてですが、保険料は年額で第1段階が1,030円、第2段階が1,520円、第3段階が1,710円、第4段階が2,060円となっております。

○小貫委員

今お示しがあつたように保険料が上がっているわけですが、計画の途中だということは除いて、この上がった保険料を第6期並みに戻した場合に新年度で幾ら必要になるのでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

第1段階から第4段階の保険料を第6期と同額にした場合の影響についてですが、平成31年度の計画上の被保険者数ということで当てはめると約3,856万円と推計されます。

○小貫委員

結局この介護保険というのは利用する人がふえればふえるほど保険料にはね返ってくるという仕組みになってい

るわけなのですけれども、非常に基本的なことですが、この給付費に対する負担割合について説明をしてください。

○（医療保険）介護保険課長

給付費用等の負担割合ですが、国が25%、北海道と小樽市が各12.5%、残りの50%が保険料であります。50%のうち23%が65歳以上の第1号被保険者、残りの27%が40歳から64歳までの第2号被保険者分というふうになっております。

○小貫委員

そのように割合が決まってしまうわけですが、そこで介護保険の法令上、法定分を超える一般会計からの繰り入れを禁じる規定もしくは制裁措置というのはあるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

法定分を超える繰り入れを禁じる法的な規定についてですが、これを禁じる法令上の規定はございません。したがって制裁措置もないということになります。

ただし、規定がないというのはそもそも保険料は特別会計でやってください、費用のうち12.5%は一般会計から負担してくださいと、そういう仕組みになっていまして、特別会計と一般会計の間で特に融通するということは法律で想定されていないということです。法律では予定していないことからそもそも規定がないということになってございます。

○小貫委員

想定はされてはいないけれども、禁じてはいないという話だと思うのです。

それで2016年3月に会計検査院による報告書が出されています。そこには今言った一般会計からの繰り入れを行っている保険者が第4期に5保険者、第5期に10保険者ということで、ほんのわずかですけれども若干ふえているということなのです。実際にこうやって行っているところがあるわけですが、市として一般会計からの繰り入れを検討したことはあるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

一般会計から法定分を超える繰り入れを検討したことがあるかとの御質問ですが、検討したことはなかったという認識でございます。これは平成12年11月30日付で当時の厚生省から発出された「第1号被保険者の保険料の減免措置について」という文書がございまして、その中に「一般財源による保険料減免分の補填が適当でない理由」が書かれています。

先ほど答弁いたしました、市が12.5%など費用負担割合が決められており、高齢者の保険料は高齢者の方にも相互扶助、助け合いに加わっていただくために支払っていただいているものでありまして、それを減免しその定められた負担割合を超えて、ほかに転嫁することは助け合いの精神を否定することになるとあることからでございます。

一般財源による保険料の減免分の補填は不適当となっている以上、法定分を超える繰り入れを検討するといったことはなかったという認識でございます。

○小貫委員

その平成12年の話もこれも見解の相違ということになってきますけれども、そもそもこれは減免についての通知だと私は認識していて、計画期間、例えば第6期と第7期のはざまの保険料を引き下げるといふか、保険料を設定するために一般財源から繰り入れるということについては減免ではないわけですが、それについては禁じてはいないと私は認識するのです。そこは同じく引き下げになるから減免だというふうにお答えが帰ってくるかもしれないですけれども、どうでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

平成27年1月16日付けで、厚生労働省老健局より事務連絡が出ておりまして、その中のQアンドAでも「制度化された仕組みの枠外で、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当では

なく、ご質問のような差分の独自補填はできない。」とされておりますことから御理解いただきたいというふうに思います。

○小貫委員

そこで戻るのが、ただし法律上禁じてはいないという話であって制裁措置もないのだということ。だから実際に一般会計から繰り入れている保険者がいるのだということだと思います。ですから確かに適当ではないけれども、やればできると私は思っています。

ただ、本来は市が厳しい財政の中からそういうことをやるという結論をしなければいけないというのは、私は違うと思うのです。確かに市民のためを思えばやってほしいですけれども、そもそも国の負担割合が低いと私は思っています。今25%という話になっていますけれども、最低でもこれは10%ぐらい引き上げていくということが必要ではないかと思いますが、市として国に対してこの負担割合についてどのようなことを要望してきたのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国に対しましては、平成30年11月の全国市長会による介護保険制度に関する重点提言の中で、「介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。また、調整交付金は別枠化すること。」と要望しております。

○小貫委員

以前大幅に介護保険の法律が変わったときに参議院で附帯決議が上げられました。そこでは財源の確保を含めた必要な支援を求めているわけですが、小樽市として国からの必要な支援は十分だと感じていますか。

○医療保険部長

国の支援についてでございますけれども、やはり国にも財政がございます。少子高齢化ということで国の財政は今年度100兆円を超えるような予算案がございますが、社会保障費にそのうち33%を使っているということになってございます。そういった状況の中で国も一定の努力をしながらやってきた状況が現在だと思っております。

ただ、私どもとすれば今後も被保険者はふえるであろう、それから介護保険に従事する方の処遇改善をしていかなければならない。そうしますと当然歳出がふえてくるわけでございますので、繰り返しになりますけれども、先ほど課長から答弁いたしましたとおり、財政基盤の充実、国からの支援の増については今後もしっかりと要望していきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

国の財政が大変だという話はここではしませんけれども、私としては別の財源があるのではないかとこのように思っています。

◎南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想について

次の質問に移ります。JR南小樽駅のバリアフリー化の関係です。

きょうやろうと思っていたらきのう横田委員が先に質問し、きょう新聞報道もされておりました。

2020年度に完成予定ということなのですが、事業費ベースで当初の予定と今後の状況について比較して示してください。

○（建設）角澤主幹

バリアフリーの関係ですが、当初作成しました公共交通特定事業計画の事業費につきましては、北海道旅客鉄道株式会社、国の補助金、市の補助金を合計した全体事業費として2カ年で4億2,600万円ということで計画に記載しております。

このうち市の負担額につきましては3分の1に当たる1億4,200万円ということになってございます。当初予定の市の補助分としての平成30年度分が3,700万円、平成31年度は1億500万円という予定と現在なっているところでご

ざいます。

これは昨日の答弁でもございましたとおり、設計のおくれを踏まえまして、工期が32年度までずれ込むことにより今後の事業費ベースの内訳としましては、30年度の3,500万円が31年度に繰り越すことによりまして、30年度は200万円、31年度は繰り越しの3,500万円と当初の4,050万円の合計7,550万円となります。また、32年度につきましては6,450万円となる予定となっております。

○小貫委員

それで2020年度のいつごろ完成予定というのは聞いていますか。

○（建設）角澤主幹

J R北海道に確認しましたところ2020年度末までかかるということでありまして、2021年3月ごろの予定になると聞いてございます。

○小貫委員

それで今示された事業費なのですが、新年度に工事が可能な量として今回の予算計上ということで捉えていいのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

新年度予算につきましてはJ R北海道から工事予定が執行可能かどうかを確認したことでの計上としておりまして今回の予算計上に至っているところでございます。

○小貫委員

もう少しわかりやすく聞きますと、要は幾ら金があってもこれ以上進められないのだという量ということで押さえていいのですか。

○（建設）角澤主幹

J R北海道からは跨線橋のかけかえが平成32年度にならないと着手できないということ聞いておりますので、さらなる予算配分があっても工事を早めることは難しいということ聞いてございます。

○小貫委員

それで平成31年度の配分というのは確定しているのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

平成31年度分につきましては確定ということでございます。

○小貫委員

平成31年度分は確実に国から工事費が出るということでいいのですか。

○（建設）角澤主幹

市の予算としては計上してございますけれども、国の補助金の申請というのはこれからJ Rが国に申請するという関係になりますので、その部分で全体事業費として変化する可能性というのは出てきます。

○小貫委員

それで少し主題が変わりますけれども、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の50ページに駅前広場と駅舎の段差解消、駅前広場と住吉線の段差解消ということが挙げられているわけですが、この辺の今後の予定というのはどうなっているのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

現時点におきましては駅前広場と周辺道路の具体的な実施予定はありませんけれども、今後市とJ R北海道で協議しながら進める予定となっております。

○小貫委員

今後進めていく課題というのがいろいろある中で私は進行管理の体制を早くつくるべきだという提案をこの間、

してきたわけですけれども、この進行管理の組織について昨年第1回定例会での答弁を紹介してください。

○（建設）角澤主幹

平成30年第1回定例会の答弁につきましては、小貫議員から、小樽市の基本構想ではPDCAサイクルを活用したスパイラルアップの仕組みづくりが重要との記載だけで、どのように進行管理を行っていくのかが明確にされていないということで、進行管理を担う中心的組織として基本構想策定時に設置した策定協議会をそのまま位置づけるべきではないかということで御質問いただきました。これに対しまして答弁といたしましては、バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックに基づき基本構想作成時に設置した協議会を進行管理を担う中心的な組織として位置づけることが効率的であるとの記載があることから、本市といたしましては基本構想作成時のメンバーで構成する新たな組織を設置して進行管理を行う体制を構築してまいりたいと、そのように答弁してございます。

○小貫委員

そのときから状況が違うのが、今は小樽市地域公共交通活性化協議会ができていいる関係があるのですけれども、これと今言った進行管理の組織との関係というのをどのようにやっていく予定なのか、独立させるのか、一体型でやっていくのか、その辺の何か考えというのはあるのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

このバリアフリー基本構想作成時の協議会につきましては既に終了しております、そのときのメンバーで構成する組織で進行管理を行うという方法もございますけれども、特定事業であるバリアフリー化に関しては公共交通の利用促進にもつながっていく関係、そういったものを踏まえますと現在設立しております地域公共交通活性化協議会で進捗を管理する方法もあると考えております。

どういう方法がよいかにつきましては、進行管理を行うことに対して必要となる委員の条件も踏まえながら、体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

最後にしますが、先ほど答弁があったように段差解消の話もまだ決まっていないということと、平成31年度の予算配分について国はまだ確定はしていないということがありましたので、これはぜひともJR北海道とも協力して、まず31年度は確実にもらえるようにしっかり国に働きかけていただきたいというふうに思いますし、早目に進行管理の組織もつくっていただきたいということを要望し、そのことに対しての答弁をお願いして終わります。

○（建設）角澤主幹

ただいま御質問をいただきましたとおり平成31年度について国の補助金が確実にとれるようにということで、JR北海道と常に協議しながら国に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。また、進行管理の方法につきましても、できるだけ早い時期に体制を構築いたしまして進行管理を図っていききたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎介護保険について

それでは介護保険について小貫委員が聞いた以外のところを聞きます。

最初に確認しておきたいことがあります。昨年10月から、1カ月の基準以上の生活援助をケアプランに盛り込んだ場合、ケアマネジャーに市への届け出が義務化されました。生活援助1カ月の基準回数と、それから今後小樽市は地域ケア会議でこのような多数回利用を協議していくというふうに聞いておりますけれども、この問題についてどのように考えているかお示してください。

○（医療保険）主幹

委員の御質問にありましてとおり、平成30年10月から訪問介護、これは生活援助中心型でありますけれども、こ

ちらの回数の多いケアプランについて市町村が地域ケア個別会議等で検討することとされております。

届け出の必要なケアプランは当該月において作成または変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護に位置づけたものについて翌月末日までに市への届け出が必要になるものであります。この厚生労働大臣が定める回数ですが、要介護 1 で 27 回、要介護 2 で 34 回、要介護 3 で 43 回、要介護 4 で 38 回、要介護 5 で 31 回というふうになっています。これ以上の回数の訪問介護と位置づけたものについては届け出が必要というふうになっております。

市として、この回数制限をどのように考えているのかという御質問ですけれども、まずはこの生活援助中心型のサービスの回数の多い訪問介護を位置づけたケアプランの検証であります。この目的は自立支援と重度化防止の観点から行うものであります。対象とするケアプランをそもそも否定することを前提にして行う検証ではございません。そのため一定以上の回数だからといってこの利用の制限を行うというものにはならないということでありませぬ。

現在小樽市では、訪問回数の多いケアプランの検証のための地域ケア会議について、関係要綱・要領の新設や一部改正の整備を行いまして、地域包括支援センターなどの関係者との会議や持ち方などの運営についても協議を随時進めているところであります。そのため、まだ本市におきましてはこのケアプランの検証を実際にはまだ行われておりませぬ。

○新谷委員

回数制限は行わないという方向で話をするとということで安心しております。

その次に予算なのですけれども、新年度予算案で特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの施設介護サービス給付費が大きく減となっております。それからいろいろありますけれども、高額介護サービス費も減となっておりますが、この理由を説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

平成 30 年度予算は第 7 期計画値に基づいて算出されましたが、31 年度予算につきましては 30 年度の支出見込み額から推計し、施設介護サービス費の予算を減額といたしました。各施設とも計画値より見込みが下回っておりますが、単価の高い介護療養施設分の減額が特に大きくなっております。これは市外の介護療養施設をしている方が見込みより減少していることが要因であります。

高額介護サービス費につきましては施設利用者への給付がその多くを占めておりますことから、施設介護サービス費の減と同様に支出が低くなることを見込まれるため減額というふうにしております。

○新谷委員

第 7 期の介護保険料を決めるときにはこの施設利用のサービスももちろん盛り込まれて反映されているわけですが、改めて確認します。

利用が多いと見込んだ分、これは 2018 年度からの 3 年間の保険料に反映されておりますね。

○（医療保険）介護保険課長

平成 30 年度決算はもちろんまだ行われておりませぬけれども、30 年度の単年度での給付費用との見込みを言えば、確かに計画値のほうが利用を多く見ていたというふうには言えますし保険料に当然反映されているということが言えると思います。

ただ、第 7 期保険料はあくまでも 30 年度から 32 年度までの推計から算出したものでございますので、32 年度末まで行ってみないと見込みが多いかどうかというのは言えないというふうを考えております。

○新谷委員

確かにそうかもしれませんが、今の特別養護老人ホームでも部屋があいているというような話も聞いております。それで介護給付費準備基金はふえておりますけれども、現在幾らになっておりますか。

○（医療保険）介護保険課長

基金残高でございますけれども、平成30年10月末で約7億7,000万円となっております。

○新谷委員

改めてその基金がふえた要因を説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

基金がふえたと今委員がおっしゃっているのは、計画策定の際に約6億円の基金残高と申し上げていたところからのことかと思えますけれども、これはあくまでも平成29年度の決算をした結果として、特別会計の中で剰余金が発生して基金積み立てを行ったものでございます。

○新谷委員

そうなのです。でも、結局サービスを利用しなかったということも大きな要因だと思います。

それで小樽市の保険料は基準額で月額5,990円、全国平均5,869円、北海道平均5,617円より高く、全道で3番目に高いわけです。うちの党は低所得者の保険料軽減のために引き下げをと言ってきているわけですが、財源は第4段階以下の前期並みにすると約3,856万円ということでお聞きました。

介護保険料の問題というのは、年金が1万5,000円あればその年金からいや応なしの天引きです。それ以下の年金でも家族の誰かが住民税を払っていれば第4段階になり、本人の収入ではなく世帯単位で見られる。これがやはり保険料の負担が重いということになってくるわけです。この構造的な問題があるのです。

先ほど施設利用が見込みより少なかったのだけれども、これが保険料に反映されているということでした。それであれば、今は準備基金が7億7,000万円にもなっているわけですから、できれば基金を使ってせめて第4段階まで軽減できるのではないのでしょうか。いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

第1号被保険者の保険料ですけれども、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から介護保険法上おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬというふうにされておりますことから、計画期間である3年間の支出と収入状況を勘案して保険料率を設定することになっております。

このことから第7期計画において、平成30年度から32年度末までになりますけれども、この3年間の見込みにて保険料を算出しておりますので、計画途中での独自の軽減による保険料の変更は現在考えていないということになります。

しかし、次期計画策定の際において、これは基金の残高の状況に当然よるのですが、保険料軽減を含めた基金の運用につきましても十分に議論いたしまして適切に取り扱ってまいりたいというふうに考えておりますことから、御理解いただけますようお願い申し上げます。

○新谷委員

この問題は、これだけにしておきます。

◎子供に対する虐待について

次に子供の虐待防止策について伺います。

子供に対する虐待は2016年度29件、2017年度92件、2018年度は12月までで103件と、この2年間で大きくふえていることが代表質問で答弁がありました。家庭内のトラブルで近隣住民からの通報によって警察官が臨検した際に児童がいた場合は心理的虐待として扱うため、児童相談所に全件通告することでふえたということでしたけれども、児童相談所から小樽市に安全確認の通告があった場合、どのように安全確認を行っているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

児童相談所などから児童虐待の通告が入った場合には、原則48時間以内に対象児童の安全確認を行う必要がございます。そのため小・中学校に通っている児童であればすぐにこども福祉課から各学校に虐待通告があった旨の連

絡を行うとともに、通学の状況、身体的な状況、また家庭の状況を確認し緊急性が高いと判断した場合におきましては、児童相談所を含めた担当職員が自宅に赴きまして目視で安全確認を行っております。

また、学校に行っていない未就学児であれば保育所や幼稚園に対して同様の対応をいたしますし、保育所や幼稚園に通っていない児童であれば自宅を直接訪問し目視で安全確認をしているところでございます。

○新谷委員

目視で安全確認というのが、これまでも見落とすというか、児童相談所の職員も本当に大変だと思うのです。ですけれども、実際に虐待につながったということがあったわけですか。

小樽市の場合、緊急性が高いと判断したケースはあったのか、また、継続して安全確認を行っているのか、その点についてはいかがですか。

○（福祉）こども福祉課長

緊急性が高く児童相談所で緊急的な一時保護を行った件数につきましては、過去3年間で申し上げますと、平成27年度はゼロ件、28年度は1件、29年度は2件。また、直近の30年12月末では3件ございます。具体的な例で申し上げますと、母親の緊急入院とかによって子供の養育環境が保てないということで児童相談所に保護した場合もありますし、親から暴力を受けたという児童からの訴えにより児童相談所で緊急一時保護を行った場合もございます。

また、継続的な見守りの部分なのですが、1度こちらがかかわったケースにつきましては関係機関と情報共有を続けまして、見守りをやめるということはいたしませんので継続して支援を続けていくという体制で行っております。

○新谷委員

残念ながら親からの暴力もあったと今聞きましたけれども、徐々にふえている問題、この問題は現在は解決しているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

児童虐待に対する考え方なのですが、支援している家庭につきましてはやはり親の養育能力が余り高くない、どうしてもネグレクト傾向になっている家への支援、また、先ほど申し上げました暴力の部分もございますが、例え一時的な暴力であっても再発する可能性もありますし、先ほど申し上げましたネグレクト傾向のある家庭については引き続き長いスパンでの見守りが必要となりますので、基本的には解決するという概念はなく、継続的に支援を続けているという形で取り組んでおります。

○新谷委員

いろいろ代表質問をするに当たって福祉部も頑張っているなというふうなことはお聞きしましたけれども、未然防止が必要です。未就園児の全戸訪問事業を行って、昨年12月までに乳幼児健診の未受診者、未就園児、不就学児の緊急把握を実施したということですが、それぞれ件数はどの程度だったのか。

また、緊急把握というのはどこの部署で行ったのか。訪問した結果、先ほど問題があったということをお聞きしたけれども、どうだったのかお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

昨年実施しました緊急点検の件数の内訳ですが、まず乳幼児健診の未受診者はゼロ件でございました。未就園児ということで幼稚園にも保育園にも通っていない児童は小樽市内では6名ございまして、全て目視で安全を確認しております。また、不就学児ということで学校に上がる年齢にもかかわらず学校に行っていない、入学していない児童についてはゼロ名ということで集計しております。

また、調査に当たりますのはこども福祉課が最終的に取りまとめ、また目視確認を行っておりますが、当然保健所、教育委員会、障害福祉課、生活支援課など関係部署と連携しながら調査を行ったところでございます。

○新谷委員

未就園児 6 名は問題なかったということでもいいのですか。

○（福祉）こども福祉課長

6 名につきましては直接御家庭に赴きまして安全を確認しております。

○新谷委員

このようにして各部署で連携して行っているということですが、就学後の虐待をつかむ手段として一つにいじめに関するアンケートがあります。これは家族の欄がないということで、あと、自由記載の欄を設けるべきではないかということに対しては北海道教育委員会がアンケート様式を協議しているのも、その方向性を注視することと、校長会とも協議するというものでしたけれども、やはりいじめに関するアンケートという子供がやはり友達同士とか、あるいは友達の間関係だとかということ、なかなか親に嫌な思い、暴力を受けているとか、そういうことはここにあらわせないと思うのですが、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

いじめを受けている相手や自由記載欄を設けた場合につきましては、学校でアンケートを記入する際に周囲の子供たちに見られないように配慮するなど、そのようなことがございまして、アンケートの項目や内容につきましては慎重に検討していかなければならないと考えております。

アンケートにあらわれないという部分につきましては、本市においては子供たちがアンケートの中で嫌な思いをしたことがあるとか、友達が嫌な思いをしているのを見たり聞いたりしたことがあると回答した子供に対しては、誰にどんなことをされたのか担任が詳細に聞き取りを行った上で、校内のいじめ防止対策の組織において、学校全体で対応するということになっております。

○新谷委員

野田市の件はいじめのアンケート用紙が小樽市と違うわけなのですね。家族と自由記載の欄を設けたということはそれなりの意味があつて設けたと思うのですよね。やはり嫌な思いをしたことがある、誰にどんなことをされたのか聞いて把握しているというのですけれども、高学年になりますときちんと自分で意思表示できますし、やはり私は自由欄は必要ではないかと思うのです。その点をもう 1 回聞きますが、どうですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

繰り返しになりますが、アンケートの内容につきましてはさまざまな配慮をしていかなければならない事項がございますので、先ほど委員からもありましたけれども、今回道教委のいじめ問題対策連絡協議会においてアンケートの様式ですとか自由記述欄の追加などについても議論されておりますので、私どもも道教委の今後の動向も見据えながら対応してまいりたいと考えております。

○新谷委員

いずれにしても子供たちがそういう虐待に遭わないように、また嫌な思いをしないように、いじめ、そういうことでしっかりと子供たちが相談しやすい体制と環境をつくっていただきたいと思います。

◎海水浴場対策委員会貸付金について

最後にこの前の海水浴場対策委員会貸付金は全くわからない答弁でした。

それで、この海水浴場対策委員会というのは産業港湾部長がトップの会長で小樽市の組織ですよ。それで今駐車場の利益も出ないから今回は駐車場の廃止の条例が出ております。利益というか返してもらえないこの貸付金を計上するのはどうなのかと思いましたが、これまでの経緯からこの海水浴場対策委員会貸付金はいつぞ放棄する、こういうふうを考えるという方法もあるのではないかと思います、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室長

今ありました海水浴場対策委員会への貸付金についてですが、委員おっしゃられたように今回市営の駐車

場を廃止する条例案を出しているところであります。今後この駐車場以外に何か手だてがないかどうかということを検討するとともに、委員から御提案のありました放棄についても選択肢の一つとして視野に入れて検討し、海水浴場対策委員会貸付金については平成31年度中にはいろいろなことで総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎都市計画マスタープランについて

きのうに引き続き都市計画マスタープランについてお伺いをいたします。

きのうの質問の中で、現計画の中でマスタープランの地域別構想にかなう用途地域変更があったのかという問いに対して、4カ所あると言いながら1カ所しかどの項目に当たるのかというのを示していただけなかったので、残りの3カ所についてお示しいただけますか。

○（建設）半田主幹

まず、きのうの答弁が不十分でありましたことをおわび申し上げます。

それで昨日申し上げましたオタモイ地区を除きまして、朝里川温泉地区、手宮地区、船浜地区の用途地域の内容とマスタープランの内容の整合性につきまして御説明いたします。

まずは朝里川温泉地区につきまして、マスタープランでは「朝里川温泉地区の観光・歴史・レクリエーションゾーンは、自然と調和した、観光やスポーツ・レクリエーションなどの場として、土地利用の見直しなど機能の向上を図ります。」という地域づくりの方針を示しているところであります。

続きまして、手宮地区につきまして、小樽港臨港地区の工業流通ゾーンは、「港湾機能の維持・増進を基本としつつ、運河周辺などについてはウォーターフロント交流拠点と連携した複合的な土地利用を検討します。」という位置づけがございます。

続きまして、船浜地区につきましては、「臨港地区の利便性を図る小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。」でございます。

○中村（吉宏）委員

ということが示されたのですけれども、特に船浜に関しては臨港地区の別なところを指しているのではないかと、いうふうに私には見えませんでした。

他方、きのうも少し質問しましたが、山手地区においてはソーラー発電パネルの設置について事業者が今行動しているのですけれども、片や住民の方からは反射光や農薬の散布で、自然環境それから住環境が害されるのではないかと懸念が示されています。

この地域別構想で山手地区を見たときに該当箇所には、「周辺の自然と調和した低層建物を主体とする低密度の住宅地として、ゆとりのある良好な住環境の維持につとめます。」という方針なのですけれども、ここに合致すると思われませんか。

○（建設）半田主幹

都市計画マスタープランと申しますのは、昨日も御答弁さしあげましたようにあくまでも方針を示すものでござ

いまして、特に法的な拘束力をもって何か工作物の建設を規制したりといったようなものではございませんので、このような内容となっているところでございます。

○中村（吉宏）委員

都市計画法上の規制ありませんし、この都市計画マスタープランに法的拘束力はない、そういうお話もしました。

ただ、方針が示されているわけでその方針に従っていない状況が発生していることについて住民が不安になっていると、こういうことについてはどのように対処するのですかという質問です。

○（建設）半田主幹

マスタープランは都市計画の方針を示すものでございますので、これに基づいて用途地域の規制であるとか、そういった法的な規制というのは当然かかってくるわけでございます。ですからそういった行為に対する規制というのは関係する法令、そういったもので規制していくものであるというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今の状況で方針と必ずしも法令が合致しないのではないかという問題意識があります。現にとあるシンクタンクが現にマスタープランがあることで事業者がこれに従ったり参照する義務はないと。そうであっても事業者と民間、住民の間で紛争になってしまうケースがあるのだということが指摘されているわけです。

この場合、事業者や住民とこの都市計画マスタープランが十分に共有されているのかどうか、ここは問題だと思うのですけれども、これについて何か対応はしているのでしょうか。

○（建設）半田主幹

事業者の方がこのマスタープランをどの程度認識されているのかというのは私どもも把握はしてございません。ただ、第2次小樽市都市計画マスタープランにつきましては策定後ホームページ上でこの内容について全文を公表する予定でございます。

○中村（吉宏）委員

これは小樽市の将来都市像をつくっていく重要なプランだと思うのです。ましてや、きのうの質問でしっかりした答弁が返ってきませんでしたけれども、どうやら小樽の総合計画にも重要な位置づけになってくる、こうしたものに反する開発行為が行われるようなことがあった場合に住民が困るわけです。

こうした行為に対する何かきちんとした対応は必要ではないですかということなのですけれども、いかがですか。

○（建設）半田主幹

済みません。繰り返しの答弁になってしまうかと思うのですが、マスタープランはあくまでも方針でございまして、その内容を実現していくのが各都市計画、個別の都市計画でございます。土地利用の規制の関係ですとか、公園、道路の建設事業ですとか、そういった性格のものでございますので、確かに個別できのうも共産党の新谷委員から隣に工場ができてというようなお話がございましたけれども、繰り返しになりますが、そういった個別の事案まで法的な規制を求められているものでもなく、少し計画の性格が違うと思いますので、その辺の対応がやはり法的規制だというふうに考えます。

（発言する者あり）

○中村（吉宏）委員

別に規制の話をしているわけではなくて、もう方針と法律の間に乖離があるのも十分見えているのです。その上でこういったトラブルが起きないためには、今回の例でいけばホームページに開示という話がありましたけれども、事業者がもう少しきちんと共有できるというか、我がまちの方針なわけですから。

みんなに共有できて、きちんとおかしい開発行為が進まないような対応というのが必要なのではないですかということなのですけれども、これについての対応を何かしてもらえませんか。

(発言する者あり)

だから先ほどから言っているけれども、規制の話ではないのです。こういう方針を示したら、方針をきちんとそのままつくりました終わりではなくて、事業者や住民にきちんとお知らせをしておくことが必要なのではないですかと、シンクタンクからもこういう指摘があるわけですから、実際に日本で起こっているわけです。

これについて何か示すようなことはしていかないのですかということです。せっきゃく900万円をかけてつくったものを。

○(建設)半田主幹

例えば今回、第2次都市計画マスタープランを策定するに当たりましては、アンケートを実施したりですとか、あとは地域懇談会を開催いたします。こういった機会を生かしまして市民への周知、あとはこういったことでまちづくりに対する関心を高めていくといったようなことは必要であろうというふうに考えてございます。

ですので、ホームページ上でも公開いたしますし、広報誌でもマスタープランの策定が完了いたしましたら、そういった周知にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

私はその周知が大事だと思います。せっきゃくつくるものですから。

あとは900万円という大きな予算がかかるわけですから、つくっていく過程も執行の段階でしっかりと見きわめて進めていただきたいと思います。

◎中心市街地再々開発について

この質問ばかりやっても時間がなくなるので、次に中心市街地再々開発について伺います。

一般質問で質問しましたこの中心市街地の基本計画の策定は今再開発組合から求められていますけれども、どのような進め方をするのかということについて、来年度において窓口となる建設部の体制強化ということが示されておりました。この体制強化についてどのように進めるのか具体的に話をいただければと思います。

○(建設)渡部次長

組織強化についてでございますが、建設部のまちづくり推進課と地域公共交通、総務部の新幹線・高速道路推進室を統合いたしまして、室を新組織として立ち上げるものでございます。

新組織につきましては再開発の検討などを行う主幹を新設いたしまして、四つのグループに分けて、それぞれに主幹を配置することとしてございます。

一つ目は景観まちづくりグループ、二つ目は企画調整・市街地整備グループ、ここに新設の主幹が入ってまいります。三つ目は地域公共交通グループ、四つ目は新幹線・高速道路推進グループとなります。

○中村(吉宏)委員

まちづくりのグループもあるということですが、ただ、この再開発を進めるに当たっては恐らく商業施設が入ってきたりですとか、いろいろな近隣の調整が必要になってくると思います。あるいは福祉の施設が入ってくるかもしれません。

そういった場合には、産業港湾部ですとか、福祉部系の職員の方ももちろんいて、横断的な形で対応しなければならないと思いますけれども、こういった対応についてはお考えはあるのでしょうか。

○(建設)渡部次長

再開発の内容につきましては、横断的に庁内の連携を図りながら対応していくことで可能と考えてございます。しかしながら、再開発の内容によりまして、庁内の連携のみで不足する場合には、その時点で室の体制ですとか、そういうものを検討していく必要があると考えてございます。

○中村(吉宏)委員

そこで、いろいろと広がりをもっていく中で、今、駅前の再々開発、小樽駅前第1ビルと駅前広場の開発をまず

心がけてということで市長もおっしゃっておりますけれども、まず、その中で今回一般質問した際に中心市街地活性化基本計画の目途はどうなっているのかということをお伺いしましたら、中心市街地活性化基本計画、それから立地適正化計画などの策定が必要になると想定しているということなのです。

この立地適正化計画というのが今ぼんと上がってきたのですが、この内容について示していただけませんか。

○（建設）都市計画課長

立地適正化計画とはどういう計画なのかということでございますけれども、この計画につきましては、平成26年8月の都市再生特別措置法などの改正に伴いまして創設された国土交通省の計画制度となっております。人口減少下においても、医療・福祉・商業等の必要なサービスが確保され住民が安心して暮らせる都市をつくるための計画といったものになっております。

○中村（吉宏）委員

計画の位置づけをお話いただきましたけれども、実際に内容的にどういうものが示されているのか、計画策定に当たって何をしなければならないのか、こういったところも少しお話しいただけますか。

○（建設）都市計画課長

内容的な部分ですけれども、計画策定の要件としては都市計画区域全体を計画区域として、市街化区域の中に居住を誘導する、人口密度を一定に維持するエリアである居住誘導区域と、この居住誘導区域の中に、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能などを誘導するエリアである都市機能誘導区域の設定がこの計画策定の要件となっております。

こちらの都市機能誘導区域の中には、誘導施設として、必要な居住などの共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、病院などの医療施設、あとは老人デイサービスセンターなどの福祉施設、あとは保育所などの子育て支援施設、スーパーマーケットなどの商業施設などを任意で位置づけしていくような形になっております。

○中村（吉宏）委員

そうすると、この計画を策定していくに当たってはいわゆる全市的な範囲で考えていかなければならないと。

私が質問したのは、中心市街地の再々開発だったのですけれども、今の答弁ですと全市的な範囲での計画が必要という認識でよろしいですか。

○（建設）渡部次長

第1ビルの再々開発に当たりましては国庫補助の条件がございます。国庫補助の条件をクリアするのが立地適正化計画ということになりますので、全体をあわせて計画していかなければならないということで、現在の制度はそようになってございます。

○中村（吉宏）委員

今、国庫補助というお話がありました。国の助成・補助等に関しては、中心市街地活性化基本計画を定めて補助をもらうという可能性もあるのではないかと思いますし、これまでの再開発もそうやってやってきたと思うのですが、この点何か差異があるのですか。示してください。

○（建設）渡部次長

国庫補助につきましては御指摘のとおり中心市街地活性化事業というのもございます。第3ビルを再開発した時点では中心市街地活性化計画を策定してございます。この時点から現在の時点で国の要綱が変わってございまして、現時点では中心市街地活性化の計画というのは補助の採択要件には入ってございませぬ。かわりに立地適正化計画が補助の要件に入ってきているというようなことになってございます。

○中村（吉宏）委員

ということは、第1ビルの再々開発といいますか更新と駅前広場の改善。今これが重要な論点になってきていますけれども、これに即応するようなメニューは立地適正化計画を立ててそれを推進していくしかないという認識で

よろしいでしょうか。

○（建設）渡部次長

具体的に再開発をやる場合はその計画だけになってございます。

なお、周辺で違う計画をあわせて民間でやるですとか、そういう広いエリアでの計画をする場合には、中心市街地活性化計画をつくることによって民間の方が補助をもらえるというのはあるのですが、再開発に限定いたしますと立地適正化計画ということになってきます。

○中村（吉宏）委員

ということは確認ですけれども、小樽駅前第 1 ビル周辺地区再開発準備組合から小樽市に要望書が提出されていると思います。これは2017年と昨年の 9 月と 2 回提出されていると思いますけれども、こういった内容なのか示してもらえますか。

○（建設）まちづくり推進課長

平成30年 9 月 27 日の第 1 ビル周辺地区再開発準備組合からの要望につきましては、主に二つ要望事項がございます。まず、再開発等に関する市の担当窓口設置の要望、それから 2 点目につきましては、中心市街地活性化基本計画の 2 次計画の早期策定の要望、この 2 点が主な要望でございます。

○中村（吉宏）委員

一つ目の要望はかなっているとして二つ目なのですけれども、これは民間の方が主導する際にも、今の答弁の流れでいくとやはり小樽市が計画を策定しなくてはならないということになっていくのでしょうか。

○（建設）渡部次長

国庫補助を受けるためには国の関与が政策上位づけられたものでなければならないという条件がございます。それで地方公共団体が設置する計画となつてございますので、市が計画を立てる、それが国から補助をもらう条件となつてございますことから市が計画を策定する必要がございます。

○中村（吉宏）委員

それから駅前広場の件ですけれども、中心市街地活性化法の内容を受けて、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針が国から示されていますが、この中を見ましても、駅前広場等の整備もこの計画で盛り込んでよさそうな記述なのですが、この点はどうでしょうか。含めてくれるのか、そうではないのか示してください。

○（建設）渡部次長

再開発の中では駅前広場を含んで整備することは可能でございます。

ただ、いろいろとさまざまな条件があると思いますけれども、そこまではまだ調べていないのですが、制度的には駅前広場を含んだ再開発ということは可能となっております。

○中村（吉宏）委員

そうであるならば、要望書の内容に従ったものを認めて第 2 次の計画を立てていくべきと考えますが、いかがですか。

○（建設）渡部次長

駅前広場につきましては主に立地適正化計画をつくった上での再開発という形になっていきます。それで再開発補助事業が駅前広場も含めて国庫補助をもらえるという形になってきます。ですので、中心市街地活性化計画だけをつくって駅前広場の整備で国庫補助を投入できるというような形にはなってございません。

○中村（吉宏）委員

私の手元にあるものは、公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業というものもこの中に含まれていると。つい最近出したものなのですけれども、少し変更があるということなのでしょうか。

○（建設）渡部次長

お手元のものがわからないのですが、駅前広場でありますと社会資本整備総合交付金という補助メニューで、道路事業と街路事業という補助メニューの中でやっていくことになっています。ですので、中心市街地活性化計画で位置づけをしたとしても、受けるメニューとしては国庫補助の事業を受けるという、そういった仕組みになってきます。

○中村（吉宏）委員

そうすると、こちらもどういう計画を立てていくかということのを再度認識しなければならないということになるわけですね。

○（建設）渡部次長

こちら辺につきましては再開発組合とどのようなエリアでこういった内容をつくるのかということのを御協議させていただいて、こういった補助制度がいいのか、あるいはこういった計画がいいのかということのを協議しながら、こういったものをいつつくるかということのを検討してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

ただ、これは2017年から中心市街地の要望が上がっているもので、時間ばかりが今経過してしまいました。前市長が進めなかったので。

その中で中心市街地を整備したいという思いと、それからこの計画ですと、市内全域の計画まで立ててしまうと非常に時間がかかっていくと思うのです。この辺例えば中心市街地から順を追って第1次、第2次というような形でやっていくですとか、そういった時間的な部分のことも考慮に入れていただいているのか、この辺はいかがでしょうか。

○（建設）渡部次長

こちらはあくまでも補助要領に基づいてという形になりますので、一括して全市的な立地計画を立てなければならぬという状態になってございます。

○中村（吉宏）委員

とすると、またかなりの時間を要していくという認識でいいのですか。

○（建設）渡部次長

他都市とかを見ますと、2年から3年ほど計画の策定、でき上がるまでかかるというような状態となっております。

○中村（吉宏）委員

少しでも加速できるように協議を進めていただきたいと思います。

○酒井（隆行）委員

◎地籍調査について

それでは以前も質問しましたが、地籍調査について質問させていただきます。

まず、この地籍調査にかかわって、道路中心標というところで以前も聞いてきたのですが、市内の道路の道路中心標が忘失しているということで答弁をいただいております。

これ、忘失についてですが、市内全体でどれくらい忘失しているのか、またその忘失した理由についてまず説明していただけますか。

○（建設）用地管理課長

市内全体の忘失した道路中心標の数なのですが、今手元に資料がないため具体的な数は言えません。

なぜ忘失したかという理由についてですが、やはり昭和60年代に測量したという過去の経緯の中で、当時の基準

点がなく、成果もない状況の中から復元できなかったという経緯がございます。

○酒井（隆行）委員

どれくらいかの割合については後ほど説明していただきたいと思うのですが、これ忘失してから復元はされていないという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

復元はしておりません。

○酒井（隆行）委員

これはなぜ復元されていないのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

市で所有している道路中心標が過去にありましたが、土地所有者との立会を行っていないため、官民境界を確定した成果ではありませんし、そういった観点からも今回地籍調査の中で道路中心標を復元するのではなくて、街区を確定していきたいという考えであります。

○酒井（隆行）委員

中心標の部分に絞って質問したつもりですけれども、今の答弁を聞くと逆に必要ないというような答弁に聞こえたのですが、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

道路中心標から既存の境界標を当時皆さん、地先の方とか、整地しているものが多くあると思いますが、その既存の境界標を参考として官民境界を設定しても、道路中心標から設定した官民境界と大きく差が生じないことから、市としても今まで復元はしてこなかったという経過がございます。

○酒井（隆行）委員

少しわかりづらかったのですけれども、もともとあった道路中心標がなくなったと。それを今日まで復元はされていなかったとここまでは理解したのですが、そのもともとあった中心標は市として必要ではないというか、そういうふうに聞こえるのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

先ほど少し申し上げたのですが、市で道路中心標の成果というのは当時あったのですが、土地所有者との立会を行っていないため官民境界を確定した成果ではないということなのです。

その中で市としましては当時の今基準点はもちろん忘失している箇所も多く成果がないため復元するには当然費用もかかりますし、そういったことで復元していない状況でございます。

○酒井（隆行）委員

素人考えで申しわけないのですが、なくなったものをまず復元するのが先なのではないのかというふうに私は理解しているのですけれども、そういうことではないということなのです。

○（建設）用地管理課長

用地管理課に境界確定の資料とかいろいろ現在も来ている中で、測量会社で所有する道路中心標の成果というものがあまして、統一されていない状況で客観的な資料をもとにやっている状況であります。

道路中心標を復元する必要があるかどうかの御質問だったのですが、市としても当然費用と時間がかかることからやっていない状況でございます。

○酒井（隆行）委員

これは費用と時間がかかるからやっていないということなのですが、済みません、しつこいようで。これはなくても問題はないということでそういう理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

なくても結局、当時道路中心標をもとにしたものを既存の境界標がきちんと生きてきておりますので、その中で平均的な官民境界ラインを出しており、道路中心標がない箇所はそういったやり方で民地の境界石をもとにラインを決めてやっているため特に必要は感じておりません。

○酒井（隆行）委員

これは逆に言うと時間と費用をかけられれば復元するお考えがあるというふうにも聞こえるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

時間と費用という問題なのですけれども、今この場で即答することはできないのですが、やはり費用もかかる、そして時間もかかるということであれば、いろいろな課題として考えていかなければならないと認識しております。

○酒井（隆行）委員

少し歯切れの悪い答弁でなかなか理解しづらいのですけれども。

もともとあったものを復元して事業を進めるというのが一つの方法なのかというふうに私は理解していきまして、今までの答弁を聞いていても、時間と費用があれば費用がかかるから復元をしていない。復元していないけれども違うやり方もあるという答弁だったかと私は理解しているのです。

まず、この道路中心標についてもう一回お聞きしたいのですけれども、これはなくても問題がないという理解でよろしいということですね。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の中で官民境界ラインの設定方法に特に基準は設けておりません。そういうことでいけば今道路中心標がなくても当然民地側の石の両サイドの民地側の石をベースにして考えるということで特に支障はないと考えております。

○酒井（隆行）委員

両サイドの石という話だったので質問を変えていきますけれども、その石は正しい石なのでしょうか。ずれているということも考えられるかと思いますが、それについていかがですか。

○（建設）用地管理課長

全てが正しいわけではなくて、登記所の法務局に出している石と現地の石がずれているものも当然あるかと思えます。その中で一番適正な適したラインということで、今回道路幅員や道路台帳図とか、そういったほかの既存の資料をもとに検証して行っておりますので全ての石が全て生きていくということではございません。

○酒井（隆行）委員

以前、整合性はとれているという答弁をいただいていたのですが、道路台帳図ですとか、道路図の整合性、これは市の職員がチェックをしているということでよろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

道路幅員のチェックは必ず市の職員がいたしております。

○酒井（隆行）委員

その上で整合性がとれているという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

そのように理解してください。

○酒井（隆行）委員

これまで質問してきましたが、この仮街区の部分について変更されたことはあったでしょうか。

○（建設）用地管理課長

仮街区の変更ということで今御質問を受けましたが、市で示した筆界案に対しまして疑義があったところが 1 カ所ございます。それで既存の資料をもとにその内容を反映させることが可能かどうか周辺の都市との整合性を見て判断したところが 1 カ所ございました。

○酒井（隆行）委員

変更されたということでもいいですか。

○（建設）用地管理課長

ただいま土地の使用承諾をとっている最中なので確定ではございません。まだ動いている最中なので今協議中ということで回答させていただきます。

○酒井（隆行）委員

これはいつごろ確定される予定ですか。

○（建設）用地管理課長

今、住吉町全体の地区の地権者の方を整理してから進めていこうという考えがありまして、今の段階で正式にいつごろというお示しをすることはできかねますのでよろしくお願ひします。

○酒井（隆行）委員

少し質問は戻りますけれども、先ほど道路台帳図ですとか、道路図に整合性があるということで答弁いただいたのですが、結果的にまだ調査中なのであれなのでしょうけれども、この部分については整合性がとれていなかったという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

やはり地権者の方と交渉している最中に気づきましたので、今少し修正を図っている最中ということで回答させていただきます。

○酒井（隆行）委員

整合性がなかったということですね。

これは今 1 カ所なのでしょうけれども、ほかに考えられるということはないでしょうか。

○（建設）用地管理課長

現在、特にほかからは整合性が合わないということは聞いておりません。

○酒井（隆行）委員

これもまたもう少し戻りますけれども、チェックというのはどういうふうにチェックされているのか、もう一度簡単に説明してもらえますか。

○（建設）用地管理課長

成果品を受託されている業者から上がってきたときに必ず地籍調査担当職員が成果と見比べるということをやっております。

○酒井（隆行）委員

その上で発見できなかったというか、チェックはしたのだけれども、見過ごしたというかそういう理解でよろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

そのように理解されて構いません。

○酒井（隆行）委員

それは問題があると思いますけれども、チェックをしたけれども見逃してしまったという理解でよろしいという答弁を今いただいたのですが、それは問題ありませんか。私はすごく問題があることだなというふうに思うのです

が、いかがですか。

○（建設）用地管理課長

まず市であくまでも筆界案を作成いたします。その筆界案を地権者の方が確認された上で疑義が生じたところは当然修正を行うというストーリーがやらなければならないことだと思いますので、今回確かに委員がおっしゃったとおり 1 件そういうことが生じたということは事実でございます。

○酒井（隆行）委員

私の質問は問題がないですかという質問だったのですけれども、それについてもう一度わかりやすく答弁してください。

○（建設）用地管理課長

ほかの件につきましては現在そういったお話を聞いておりませんので問題はないと考えております。

○酒井（隆行）委員

今の答弁は非常に問題のある答弁だというふうに私は思っています。チェックしたにもかかわらず整合性がとれているという答弁をもらっていたにもかかわらず、その 1 カ所については見過ごしてしまったというような答弁だと思っていますので、できれば全部見直していただきたいというふうに思うのですけれども、なかなか難しい部分もあるのでしょうか。

これ半年にわたってずっと質問させていただいていますが、少し不透明な部分もあるのですけれども、時間だということなのでこれで終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 4 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小貫委員外 1 名から、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 31 年度小樽市一般会計予算の修正案について提案理由を説明申し上げます。

今回の修正案は過去の小樽市政により市民に負担を被せた石狩湾新港の開発、マイカル誘致、朝里ダムの建設に対する市の責任を果たさせる内容となっております。

一つ目の石狩湾新港については、石狩湾新港の負担金を削減します。

二つ目のマイカル誘致については、1 億円以上の固定資産税、都市計画税滞納件数が 1 件残っている現状で、固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分を例年の決算よりも 1 億円少なく見積もっている予算案を過去 3 年の決算の平均額を計上することで回収できていない税収を見込みます。

三つ目の朝里ダム建設による過度の市民負担については、水道、下水道事業会計に少量利用者への減免を拡大し、14 立方メートル以下の利用者に対し、上下水道合わせて 264 円の引き下げを行うために繰り出します。

このように、大まかに言えば、4 億円の財源を確保し、さらに不要な財源を削ることで、市民の暮らし応援に予

算を回し、歳入で 1 億 4,643 万 6,000 円増額し、1 億 7,532 万 2,000 円減額、歳出で 4 億 1,985 万 8,000 円増額し、4 億 4,874 万 4,000 円の減額で、歳入歳出ともに 2,888 万 6,000 円の減額修正です。

その内容については次のとおりです。

民生費については 3 億 2,639 万 7,000 円を増額します。内容は、灯油の高騰が続いているので福祉灯油を 5,000 世帯に 6,000 円支給します。ふれあいパスは 100 円の現金利用を可能にします。子供の医療費は小学校卒業まで医療費を初診料のみの助成に拡大します。国民健康保険は、1 世帯 1 万円の引き下げと、18 歳未満の均等割の 5 割軽減、介護保険では 1 段階から 4 段階までの方の保険料軽減のためにそれぞれの会計に繰り出します。

次に、労働費では小樽市高等学校卒業生雇用奨励金として 1,000 万円を増額します。

次に、商工費ではかけこみ緊急資金貸付金を限度額 50 万円、年度末一括返済で 2,000 万円増額します。返済されるために歳入でも同額を見込みます。

次に、土木費では 3,400 万円を増額し、住宅リフォーム助成制度の復活と 35 歳未満夫婦の家賃補助制度を実施します。

次に、教育費では 1,191 万円を増額し、就学援助費に P T A 会費を追加し、市営室内水泳プールの基本設計を委託します。

次に、職員給与費はゼロ歳児の待機児童を解消するために、臨時職員ではなく正規職員として 5 人を追加雇用する予算として 1,755 万 1,000 円を増額します。一方で、保育所費の臨時雇用者賃金 1 人分を削減します。

不要な予算として削減する経費は、マイナンバー関連経費、北海道新幹線推進の経費、海水浴場対策委員会やアール・アイへの貸付金です。

なお、財政調整基金からの繰入金を 1,044 万 1,000 円減らし、厳しい財政に貢献しています。

以上、各委員の賛同をお願いし提案理由の説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号修正案を可決し、原案を否決、議案第 2 号ないし第 15 号、第 23 号、第 25 号ないし第 33 号は否決の討論を行います。

新年度予算案は、消費税 10% 増税を前提にしたものです。消費税 10% 増税の前提にしている家計消費も実質賃金も落ち込み、軽減税率を導入しても負担がふえることは明らかです。小樽市の使用料、手数料は全会計合わせて、通年で 9,893 万 3,000 円の負担増です。市民生活に直接かかる水道料金、下水道使用料合わせて通年で 8,375 万 9,000 円の負担増です。暮らしが大変なときだからこそ料金制度の見直しを行い、市民負担を軽減すべきです。

2018 年度の国民健康保険料は年収 400 万円 4 人世帯のモデル世帯、年収 240 万円のモデル世帯、ともに国民健康保険料は主要 10 市中一番高いものとなっております。新年度は北海道への納付金増と国の交付金の減額などで前年度より高くなりましたけれども、激変緩和措置のため、国民健康保険事業運営基金のうち 1 億円投入したのは評価しますが、それでもなお収入の 1 割以上の重い負担です。保険料を滞納すると資格証明書になり命を落とす人が出るなど、到底社会保障とは言えない事態が起きています。国保料を 1 世帯 1 万円引き下げ、子供の均等割を軽減し、市民の命とくらしを守るのが行政の役割です。

小樽市の人口減少に歯どめをかけるために、若い人たちが定住する、提案した施策を実施し、青少年の健全育成、高齢者の健康保持のためのプール建設を早め、経済波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度の復活などで市民生活と地元企業を応援する施策が必要です。

これらの財源は、小貫委員が示したとおりです。

議案第 15 号一般会計補正予算は新幹線整備事業費が盛り込まれています。

北海道新幹線札幌延伸は、重金属含有のトンネル発生土の小樽市への搬入や工事の騒音振動などの環境問題、市の財政負担、並行在来線問題など、まだまだ課題があり、市民理解を得られていないのに新幹線ありきで進めるのは問題です。

議案第23号は国保料の2割軽減と5割軽減の対象となる判定所得の見直しで対象者がふえるのはよいですが、基礎賦課限度額を引き上げることと後期高齢者の被扶養者の均等割、平等割が引き上げになることが盛り込まれており賛成できません。

議案第33号は札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関するものです。

全国市長会の立谷会長が、中枢中核都市の推進は一極集中が起きることを懸念し、構想が有効かどうかは極めて疑問と発言しているように、提案の連携中枢都市圏の中心は札幌市であり、小樽市から札幌市への人口の流出、札幌一極集中が加速する懸念が大であり、K P I 導入も反対です。

以上、簡潔に申し上げましたが、詳しくは本会議で述べます。

各委員の皆様の賛同をお願いして、討論いたします。

○林下委員

立憲・市民連合を代表して、議案第33号札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場から討論いたします。

詳細については本会議で述べますが、この議案によって小樽市は札幌連携中枢都市圏の一員となり、小樽市を全国にPRしていく一つの武器になると我々は考えています。したがって反対する理由はありません。

ただ、心配もあります。予算特別委員会でも触れましたが、北海道における札幌市への一極集中は、現在の札幌連携中枢都市圏だけでは解決できないことです。この問題は別の視点からもしっかり取り組まなければいけないと考えています。とはいえ、札幌市への一極集中の問題があるから札幌連携中枢都市圏が不要だという話にはなりませんし、むしろ全体的には小樽市の施策としては必要と考えていますので賛成いたします。

以上、委員各位の御賛同をお願いし、賛成討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第15号、議案第23号、議案第25号ないし議案第33号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、新谷副委員長を初め委員各位と市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝しております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。